

未来の森づくり支援事業実施要領

未来の森づくり支援事業（以下、「本事業」という。）の実施については、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年 2 月 12 日新潟県規則第 7 号）及び新潟県林業関係補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

第 1 事業の目的

本事業は、脱炭素社会の実現に資する循環型林業を推進するため、森林所有者等による再生林の経済的負担を軽減し、主伐・再生林の拡大を図ることを目的とする。

第 2 事業実施主体

ふるさと越後再生林基金（以下「基金」という。）

第 3 実施基準

- 1 事業実施主体は、別紙 1 に定めるところにより、助成金を交付する。
- 2 事業実施主体が、本事業に係る二酸化炭素吸収量算定に必要な事務を行うに当たり要する経費を、別紙 2 に定めるところにより支援する。

第 4 事業計画の作成等

1 事業計画の承認申請

事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、助成対象者の取組意向を取りまとめ、第 1 号様式により事業計画を作成し、知事に申請するものとする。

2 事業計画の承認

知事は、提出された事業計画の内容が適当と認められるときは予算の範囲内でこれを承認し、事業実施主体にその旨を通知する。

3 事業計画の変更

2 の規定により承認された事業計画の内容を著しく変更して実施する場合は、1 に準じて知事の承認を受けるものとする。

なお、著しい変更とは、事業費の増又は 30% を超える減に該当する場合をいう。

4 事業計画の取消し

知事は、事業実施主体が承認した事業計画に従って事業を実施していないと認められるときは、事業計画の承認を取り消すことができる。

第 5 事業の実施

1 交付決定前着手届

事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとするが、当該年度においてやむを得ない事情により交付決定前に着手しようとする場合は、第2号様式により知事に提出するものとする。この場合において、対象事業として承認されなかったときは自力事業とする。

2 事業完了報告

事業実施主体は、事業が完了したときは事業の実績を取りまとめ、第3号様式により知事に報告するものとする。

第6 事務取扱等

- 1 事業に係る事務取扱は農林水産部林政課が行うものとする。
- 2 県は、必要に応じて、事業実施主体に対して事業の実施に関する資料等の提出を求めることができる。

第7 事業実施後の措置等

事業実施主体は、事業実施に係る予算、会計等の関係書類及び帳簿を備え、処理の経過等を明らかにしておくものとする。

附則

この要領は、令和7年10月31日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

実施基準

（助成対象）

第1条 助成対象は、国有林、公有林、及び(国研)森林研究・整備機構森林整備センターが管理する森林を除く森林所有者等が行う再造林（初期保育含む。）とし、次の各号に掲げる要件に適合しているものとする。

（1）助成対象者

- ① 基金対象原木（ふるさと越後再造林基金事業協力金徴収規程（以下「規程」という。）第2条1項）を原木流通業者（規程第2条2項）を経由して出荷し、基金へ協力金を納付した原木供給者（以下「供給者」という。）
- ② ①の供給者と連携して主伐・再造林を実施する造林事業者

（2）助成対象となる作業

助成対象は、新潟県内において行う国庫補助事業の対象となる次の作業とする。

① 低コスト再造林

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（ア） 主伐後に行う人工造林において、低コストな手法を用いて実施すること。

（イ） 植栽樹種がスギであること。

② 低コスト下刈り

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（ア） 本事業により造成された植栽地において、雑草木の除去及びそれに伴う作業を、低コストな手法を用いて実施すること。

（イ） 植栽の翌年度から3年目までに実施するもので、各年度につき1回に限る。

（ウ） 森林所有者と複数年（5年程度）の管理契約を締結していること。ただし、森林所有者が自ら実施する場合はこの限りではない。

（3）助成対象面積

1事業体当たりの助成対象面積は、基金対象原木の出荷量に応じ、次のとおりとする。

- ① 出荷量 250 m³/年未満 上限 1.0ha
- ② 出荷量 250 m³/年以上 面積上限なし

（助成金の額）

第2条 助成金の額は、予算の範囲内で次のとおりとする。

- (1) 低コスト再造林 20 万円/ha 以内
- (2) 低コスト下刈り 5 万円/ha 以内
- (3) 助成金の額は、千円未満切り捨てとする。

(助成金の交付申請)

- 第3条 助成金の交付を受けようとする者は、事業計画書(別記様式第1号)を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
- 2 事業が完了したときは申請書兼誓約書(別記様式第2号)を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

(助成の条件等)

- 第4条 助成対象となった植栽地は、2049年までの間に土地転用及び不適切な主伐等を行わず、森林として維持すること。
- 2 助成対象となった植栽地の二酸化炭素吸収量の環境価値について、2039年までの間にJ-クレジット制度に登録するなどの、他者への移転又は移転につながる行為をしないこと。
 - 3 県は1に掲げた事項を確認するため、必要に応じ事業を実施した森林の現地確認を行うものとする。

- 1 支援対象、補助率及び補助金の額
 - ・ 予算の範囲内で、定額とする。

- 2 補助対象経費の範囲及び算定方法

- I 対象経費（費目）

区 分	内 容
技術者給	補助事業者が補助事業者の構成員に対して支払う実働に応じた対価（「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。）
賃金	事業を実施する上で必要なアルバイト及び技能者等の賃金（ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。）
旅費	補助事業者が行う資料の収集、現地確認、指導、打合せ等の実施に必要な交通費
需用費	消耗品費、印刷製本費、資材購入費等
役務費	通信運搬費、手数料等
使用料及び賃借料	貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料等

- II 経費として計上できないもの

- ・ 交付決定日前に発注、購入、契約等を実施した経費（ただし、交付決定前着手届を提出した場合を除く。）
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ 汎用性があり、目的外使用に成り得るもの（パソコンやプリンタ等）の購入費、保証金に係る経費
- ・ 上記の他、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費
- ・ 自己都合によるキャンセル費用及びキャンセルまでに支払った経費

- III 補助金額の算定

消費税等は、補助対象経費から除外して補助金額を算定すること。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。

- (1) 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- (2) 免税事業者である補助事業者及び簡易課税事業者である補助事業者
- (3) 消費税法別表第三に掲げる法人の補助事業者
- (4) 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

第1号様式

第 年 月 日 号

新潟県知事 様

住 所
事業実施主体名
代 表 者 名

年度未来の森づくり支援事業 事業計画（変更）承認申請書

未来の森づくり支援事業を実施したいので、実施要領第4の1（変更の場合は第4の3）の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業の内容

項 目		経費積算の根拠	金額（円）
助成金の 交付	低コスト再造林	〇ha×20万円	
	低コスト下刈り	〇ha×5万円	
CO2 吸収量算定事務		技術者給 〇〇円 旅費 〇〇円 需用費 〇〇円	
事業費（円）			

※ CO2 吸収量算定事務については、別途詳細な内訳を提出すること

※ 変更の場合は、上段：変更前、下段：変更後として記載する。

（変更の場合は、1の他、以下を記載する。）

2 変更理由

第2号様式

第 年 月 日

新潟県知事 様

住 所
事業実施主体名
代 表 者 名

年度未来の森づくり支援事業 交付決定前着手届

年 月 日付 第 号で承認された標記事業について、未来の森づくり支援事業実施要領第5の1の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

- 1 事業内容
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

(別記条件)

- 1 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合は、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。

第3号様式

第 年 月 日

新潟県知事 様

住 所
事業実施主体名
代 表 者 名

年度未来の森づくり支援事業 完了報告書

未来の森づくり支援事業が完了したので、実施要領第5の2の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 事業内容
別紙のとおり
- 2 着手年月日
- 3 完了年月日

令和 年度 未来の森づくり支援事業 助成一覧表

1 再造林

番号	事業地の所在		地位	植栽樹種	植栽密度 (本/ha)	実面積 (ha)	納材量 (m ³)	申請面積 (ha)	低コスト手法 の内容	助成金 申請額(円)	助成金 交付額(円)	助成金支払日	県交付 決定通 知書等 の有無	備 考
	(市町村・大字・字・地番)	林小班 施業番号												
例	新潟市〇〇区〇〇	100-1 10-0	Ⅲ	スギ	2,000	1.00	250m ³ 以上	1.00	低密度植栽	200,000	200,000	令和8年3月1日	有	
1												令和 年 月 日		
2												令和 年 月 日		
3												令和 年 月 日		
4												令和 年 月 日		
5												令和 年 月 日		
6												令和 年 月 日		
7												令和 年 月 日		
8												令和 年 月 日		
9												令和 年 月 日		
10												令和 年 月 日		
11												令和 年 月 日		
12												令和 年 月 日		
13												令和 年 月 日		
14												令和 年 月 日		
15												令和 年 月 日		
16												令和 年 月 日		
17												令和 年 月 日		
18												令和 年 月 日		
19												令和 年 月 日		
20												令和 年 月 日		
計						0.00		0.00		0	0			

地位級別面積集計表

地位	特Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
面積(ha)							

令和 年度 未来の森づくり支援事業 助成一覧表

2 下刈り

番号	植栽年度	植栽時の番号	事業地の所在		実面積 (ha)	申請面積 (ha)	低コスト手法の内容	助成金 申請額(円)	助成金 交付額(円)	助成金支払日	県交付 決定通 知書等 の有無	備 考
			(市町村・大字・字・地番)	林小班 施業番号								
例	R7	3	新潟市〇〇区〇〇	100-1 10-0	1.00	1.00	低密度植栽後の全刈り	50,000	50,000	令和8年8月1日	有	2,000本/ha植えの植栽地
1										令和 年 月 日		
2										令和 年 月 日		
3										令和 年 月 日		
4										令和 年 月 日		
5										令和 年 月 日		
6										令和 年 月 日		
7										令和 年 月 日		
8										令和 年 月 日		
9										令和 年 月 日		
10										令和 年 月 日		
11										令和 年 月 日		
12										令和 年 月 日		
13										令和 年 月 日		
14										令和 年 月 日		
15										令和 年 月 日		
16										令和 年 月 日		
17										令和 年 月 日		
18										令和 年 月 日		
19										令和 年 月 日		
20										令和 年 月 日		
計					0.00	0.00		0	0			

未来の森づくり支援事業 事業計画書

令和 年 月 日

(事業実施主体) 様

(申請者)

住所

氏名

電話

FAX

(事業連携者)

氏名

未来の森づくり支援事業の助成を受けたいので、実施要領第5の2の規定に基づき、事業計画書を提出します。

事業実施主体受付印

記

1 再造林の内容

番号	事業地の所在		植栽樹種	植栽密度 (本/ha)	実面積 (ha)	申請面積 (ha)	事業連携 (有無)	低コスト手法 の内容	助成金 申請予定額 (円)
	市町村・大字・字・地番								
計									

2 下刈りの内容

番号	植栽年度	植栽時の 番号	事業地の所在		実面積 (ha)	申請面積 (ha)	低コスト手法 の内容	助成金 申請予定額 (円)
			市町村・大字・字・地番					
計								

- 「番号」欄は事業実施主体が記入する。
- 「低コスト手法の内容」の欄には、再造林の場合は一貫作業※1、低密度植栽※2、コンテナ苗、大規模集約化※等を、下刈りの場合は、坪刈り、筋刈り、高刈り、低密度植栽(〇〇本/ha)後の全刈り等を記載する。
※1；主伐・再造林の一貫作業、※2；1,500本/ha程度～2,500本/ha未満、※3；3ha以上
- 事業連携とは、原木供給者と造林事業者が異なる場合をいう。
- 助成金の額は、千円未満切り捨てとする。
- 要領 実施基準第2条により、予算の範囲内で調整する場合がある。

未来の森づくり支援事業 申請書兼誓約書

令和 年 月 日

(事業実施主体) 様

(申請者)

住 所

氏 名

下記のとおり事業を完了したので、関係書類を添えて申請します。

記

助成金交付申請額： 円

1 再造林の内容

番号	事業地の所在		地位	植栽 樹種	植栽 密度 (本/ha)	実面積 (ha)	申請 面積 (ha)	低コスト手法 の内容	助成金 申請額 (円)
	市町村・大字・字・地番	林小班 施業番号							
		—							
		—							
		—							
計									

2 下刈りの内容

番号	植栽 年度	植栽時 の番号	事業地の所在		実面積 (ha)	申請 面積 (ha)	低コスト手法 の内容	助成金 申請額 (円)
			市町村・大字・字・地番	林小班 施業番号				
				—				
				—				
				—				
計								

※ 助成金の額は、千円未満切り捨てとする。

(添付書類)

- 1 交付決定通知書の写し(又は、県の收受印が押印された関係書類及び県に提出した補助金交付申請書の写し等)
- 2 事業計画書の写し
- 3 事業連携により事業を利用する者は、連携者との間で交わした契約書等の写し(※要領 実施基準第1条(1)②)
- 4 下刈り助成金を申請する場合は、複数年(5年程度)の管理契約書等の写し(※要領 実施基準第1条(2)②)

3 助成金振込金融機関口座名(申請者)

振込銀行	銀行		支店		フリガナ	
口座番号	普通・当座				口座 名義	

4 誓約事項(チェックをつけないと申請ができません)

- 助成の条件等に反した場合は、助成金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。